

廃炉等実施認定事業者に係る廃炉等積立金に相当する交付金額を控除する収入割の特例措置

対象税目：法人事業税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

○平成29年に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号。以下「機構法」という。)が改正され、毎事業年度、廃炉等実施認定事業者が、機構が通知した額を、廃炉等積立金として、機構に積み立てる「廃炉等積立金制度」が創設されるなど、廃炉等の着実な実施に向けた措置等が講じられた。

現在、廃炉等実施認定事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電HD」という。）は、グループ全体で総力を挙げて廃炉等積立金の原資を捻出しており、送配電事業を営むグループ会社の東京電力パワーグリッド株式会社は、送配電事業における合理化分を、廃炉等積立金に充当する額として、東電HDに支払っている。

本税制措置は、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のため、電気供給業については収入金課税が適用されている中においても、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に充当する分として得た額を、着実に廃炉等に充てることを可能とする観点から、措置されているものである。

当該措置の政策体系における位置づけ

○6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
 （経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakahonkeikaku.pdf）

② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法附則第9条第18項、地方税法施行令附則第6条の2第8項
 創設年度：平成29年度
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

○事故炉の廃炉等を行う原子力事業者（廃炉等実施認定事業者）が、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に、廃炉等に要する資金を積み立てる「廃炉等積立金制度」の着実な運用のため、廃炉等実施認定事業者が廃炉等積立金として積み立てる金銭として、小売電気事業者又は一般送配電事業者から得た金額について、電気供給業の法人事業税の課税標準たる収入金額から控除する。

減収額

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
金額（億円）	0	16.5	18.3	16.0	17.5	15.9	15.8	16.1

（出所）地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書に記載の適用額に、税率を乗じて経済産業省にて算出。

③ アクティビティ

○廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に充当する分として得た額について、廃炉等実施認定事業者の収入金額から控除することによって、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図る。

④ アウトプット

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	0	1	1	1	1	1	1	1
適用額（億円）	0	1,268	1,408	1,233	1,345	1,221	1,212	1,242

（出所）適用額：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書
 適用件数：資源エネルギー庁調べ

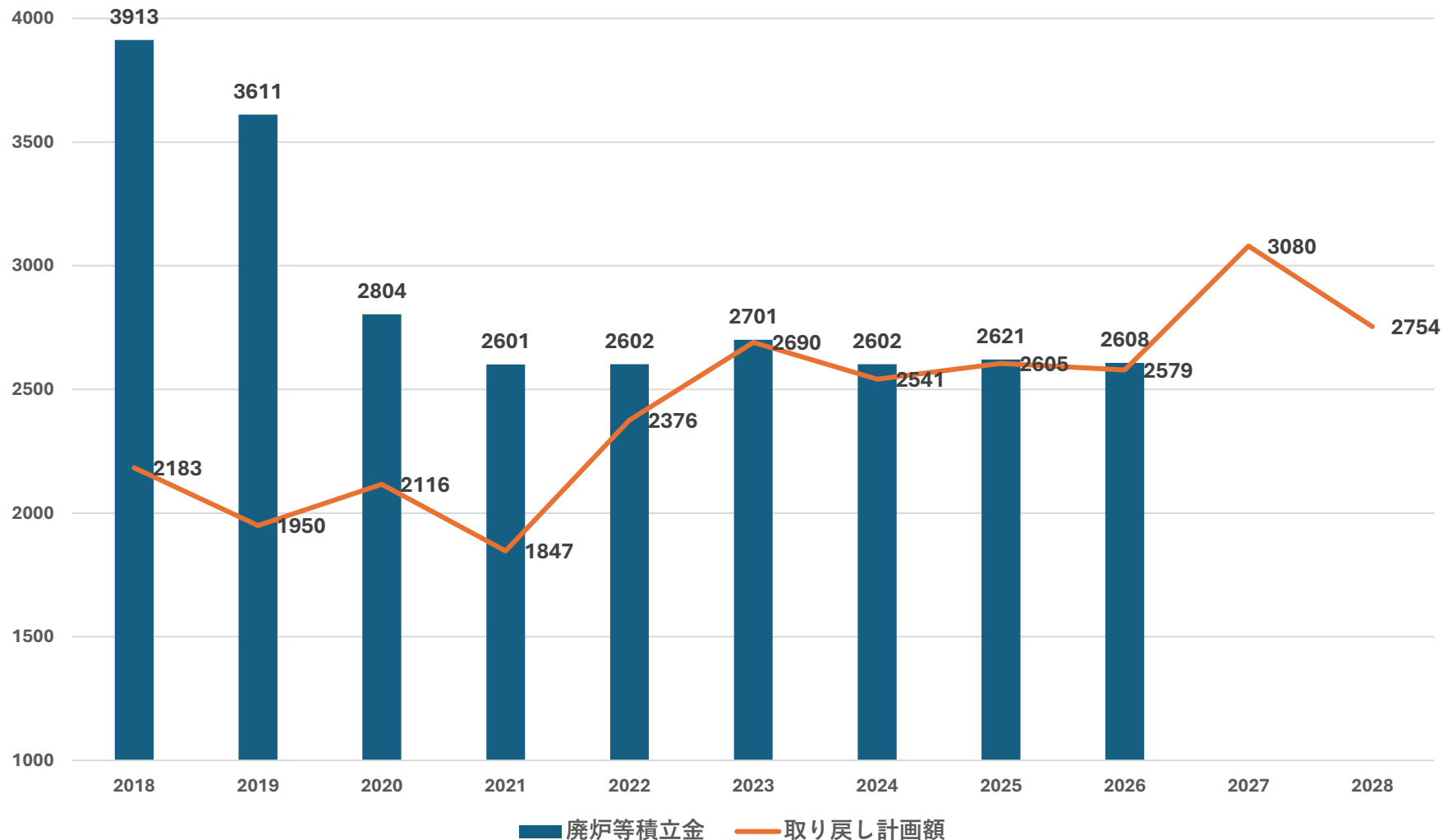
○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○租税特別措置により、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に充当するために得た額を収入金額から控除することにより、毎事業年度の廃炉等積立金額を確実に確保することができる。
⑤ 短期アウトカム	○足元で行われている廃炉作業に必要な資金の確保 指標：廃炉等積立金取り戻し計画額以上の積立 目標値：年2,600億円程度以上 対象期間：令和4年度～令和7年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○足元の廃炉作業資金をしっかりと確保した上で、東京電力の財務状況を踏まえながら、できる限り多くの廃炉等積立金を捻出することで、将来的に発生するデブリ取り出し等に向けた資金の確保に繋がる。
⑥ 中期アウトカム	○将来的に発生するデブリ取り出し等に向けた資金の確保 指標：廃炉等積立金累計額 目標値：8兆円 対象期間：福島第一原子力発電所事故炉のデブリ取り出し完了まで
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」（平成28年12月20日閣議決定）に基づき、東京電力によるグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金を確保していくことによって、福島第一原子力発電所事故炉の廃止措置完了まで、必要な資金の確保が継続されていく。
⑦ 長期アウトカム	○福島第一原子力発電所事故炉の廃止措置完了までに必要な資金の確保 指標：廃炉等積立金累計額 目標値：－（現時点で廃止措置完了までの費用を見積もられていない） 対象期間：福島第一原子力発電所事故炉の廃止措置完了まで

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
廃炉等積立金取り戻し計画	原子力損害賠償・廃炉等支援機構HP公表情報
廃炉等積立金累計額	原子力損害賠償・廃炉等支援機構HP公表情報を集計

●分析手法：アウトカム指標についての時系列比較分析
 選定理由：本措置による効果の発現状況を把握できるため

廃炉等積立金と取り戻し計画額の比較（単位：億円）



○廃炉等積立金累計額：約2.6兆円

○廃炉等積立金残高：約7,485億円（2026/3末現在）

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○廃炉等積立金を積み立て始めて以降、年2,600億円程度の積立を行ってきている。	○デブリ取り出し完了の具体的時期は見通せないが、廃炉等積立金の残高は約7,500億円ほどあり、8兆円に向けて着実に積立を行ってきている。	○現時点で廃止措置完了までの費用は見積もられていないが、中長期ロードマップで定められた廃止措置完了に向けて、今後も引き続き着実に積立を行っていく。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	—	—	—

③ 政策効果等	○近年の廃炉等積立金額は、取り戻し計画額を下回らない水準で設定されているものの、東京電力の財務状況に鑑み、取り戻し計画額+数十億円程度となっている。仮に本租税特別措置がなかった場合には、減収額相当約16億円分が毎事業年度の廃炉等積立金から減少することになり、中・長期アウトカムの達成に支障をきたすおそれがあることから、廃炉の適正かつ着実な実施の確保という政策目的の達成に本措置は寄与している。		
---------	--	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○賠償については原賠法・原賠機構法に基づき、政府として必要な資金援助を行っているが、廃炉については、東京電力HDの責任において完遂するものであり、東京電力グループ全体で総力を挙げて取り組んでいる。 また、本措置は収入金課税という電気やガスといった特定の業態にのみ適用されている税制が無ければ措置する必要がないものであることから、補助金等の代替手段ではなく租税特別措置による措置が適当。		
---------------------------	---	--	--

⑤ 見直しの方向性	○収入金課税が継続される限りにおいては、継続を検討する。		
-----------	------------------------------	--	--

主担当部局 : 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室
 共管担当部局 : なし